

保安規定の変更概要 及び 指摘等事項の対応について

(MSR-20-040)

2020年12月

三菱原子燃料株式会社

- 1. 保安規定変更の概要**
- 2. 保安規定変更の主な内容**
- 3. 加工事業変更許可の段階的反映**
- 4. 保安規定の変更に係る指摘等事項に対する対応まとめ**

1. 保安規定変更の概要

「核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号）及び関連規則が一部改正又は制定され、2020年4月より施行されたことから、保安規定の条文の記載を削除、追加又は変更する。

<保安規定変更の理由>

(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

- ・「核燃料物質の加工の事業に関する規則」（加工規則）及び「加工施設における保安規定の審査基準」（保安規定審査基準）の改正に伴う変更
- ・「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（品質管理基準規則）及びその「解釈」の制定に伴う変更

(2) 新規制基準対応工事が完了した建物・設備に係る事項の変更

- ・新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持に関する事項の変更
- ・撤去設備（第1次設工認）、撤去・更新設備（第4次設工認）の反映

(3) 記載の適正化

2. 保安規定変更の主な内容

(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

1) 加工規則及び保安規定審査基準の反映

「加工規則」及び「保安規定審査基準」の改正内容を、保安規定に反映する。

< 「加工規則」及び「保安規定審査基準」の保安規定への反映内容（その1） *1 >

「加工規則」及び「保安規定審査基準」		保安規定	
加工規則第8条 第1項の号番号	「保安規定審査基準」の項目	変更箇所	変更理由
第1号	関係法令及び保安規定の遵守のための体制	第5条の2（保安品質マネジメントシステムの文書化）、第6条（経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ）	・品質マネジメントシステムに関する事項の反映
第2号	品質マネジメントシステム	第2章 保安品質マネジメントシステム	
第3号	加工施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織	第17条（職務）	・施設管理及び保全区域に関する事項の反映
第4号	核燃料取扱主任者の職務の範囲等	第19条（核燃料取扱主任者の職務）	・施設管理に関する事項の反映
第5号	保安教育	—	・現行保安規定に規定
第6号	加工施設の操作を行う体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等	第31条（操作上の一般事項）	・引継ぎ時に実施すべき事項の反映
第7号	管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等	第47条の2（保全区域） ※添付資料⑦「保全区域の検討について」参照	・保全区域に関する事項の反映
第8号	排気監視設備及び排水監視設備	第66条（計器及び放射線測定器の校正の実施）	・施設管理に関する事項の反映
第9号	線量、線量当量、汚染の除去等	第58条（周辺監視区域内の運搬）、第59条（周辺監視区域外への運搬）	・事業所の外への運搬に関する事項の反映

(*1: 添付資料⑥「保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表」参照)

2. 保安規定変更の主な内容

< 「加工規則」 及び 「保安規定審査基準」 の保安規定への反映内容 (その2) *1 >

「加工規則」 及び 「保安規定審査基準」		保安規定	
加工規則第8条 第1項の号番号	「保安規定審査基準」の項目	変更箇所	変更理由
第10号	放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法	第55条 (放射線測定器類の管理)	・施設管理に関する事項の反映
第11号	核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等	第58条 (周辺監視区域内の運搬)、第59条 (周辺監視区域外への運搬)、第70条 (核燃料物質の受入、払出し)、第71条 (核燃料物質の運搬)	・事業所の外への運搬に関する事項の反映
第12号	放射性廃棄物の廃棄	第76条 (放射性液体廃棄物)、第77条 (放射性気体廃棄物)	・ALARAの精神にのっとり管理することの反映
第13号	非常の場合に講ずべき処置	—	・現行保安規定に規定
第14号	設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置	第78条 (非常時の措置に係る計画及び実施)、第89条 (火災防護活動に係る計画及び実施)、第91条 (初期消火活動のための体制の整備)、第94条 (火災防護活動のための体制の整備)、第95条 (自然災害等発生時の保全活動に係る計画及び実施)、第97条 (自然災害等発生時の保全活動に係る体制の整備)、第100条 (重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行う体制の整備)	・保安規定審査基準の記載内容の反映
第15号	記録及び報告	第5条の5 (記録の管理)	・品質マネジメントシステムに関する事項の反映
第16号	加工施設の施設管理	第7章 施設管理	・施設管理に関する事項の反映
第17号	技術情報の共有	第10条 (調達プロセス)、第15条の2 (是正処置等)、第15条の3 (未然防止処置)	・品質マネジメントシステムに関する事項の反映
第18号	不適合発生時の情報の公開	第13条 (不適合の管理) 新第15条の2 (是正処置等)	・品質マネジメントシステムに関する事項の反映
第19号	その他必要な事項	第1条 (目的)	・保安規定審査基準の記載内容の反映

(*1 : 添付資料⑥「保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表」参照)

2. 保安規定変更の主な内容

(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

2) 品質管理基準規則に関する事項の反映

「品質管理基準規則」及びその「解釈」の内容を、保安規定 第2章「保安品質マネジメントシステム」に反映する。

<「品質管理基準規則」及びその「解釈」の主な反映内容*2>

「品質管理基準規則」及びその「解釈」			保安規定 第2章「保安品質マネジメントシステム」		
章番号	章タイトル	条番号	節番号	節タイトル	条番号
第1章	総則	第1条～第3条	第1節	保安品質マネジメントシステムの目的、定義及び適用範囲	第4条～第4条の3
第2章	品質マネジメントシステム	第4条～第8条	第2節	保安品質マネジメントシステムに係る要求事項等	第5条～第5条の5
第3章	経営責任者等の責任	第9条～第20条	第3節	経営責任者等の責任	第6条～第6条の12
第4章	資源の管理	第21条～第22条	第4節	資源の管理	第7条～第7条の2
第5章	個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	第23条～第43条	第5節	個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	第8条～第11条の6
第6章	評価及び改善	第44条～第53条	第6節	評価及び改善	第12条～第15条の3

(*2: 添付資料②「品質管理基準規則及び解釈の事業許可・保安規定への反映一覧」参照)

2. 保安規定変更の主な内容

(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

3) 施設管理に関する事項の反映

JEAC4209-2016「原子力発電所の保守管理規程」の内容を、保安規定第7章「施設管理」に反映する。

<JEAC4209-2016「原子力発電所の保守管理規程」の主な反映内容>

JEAC4209-2016「原子力発電所の保守管理規程」		保安規定反映箇所 第7章「施設管理」	
No.	保守管理*3	該当条番号	該当箇所
MC-5	保守管理の実施方針及び保守管理目標	第60条～ 第60条の2	施設管理計画、施設管理方針及び施設管理目標
MC-6,7,8	保全プログラムの策定、保全対象範囲の策定、保全重要度の設定	第60条の3～ 第60条の5	保全プログラムの策定、保全対象範囲の策定、保全重要度の設定
MC-9,10	保全活動管理指標の設定及び監視計画の策定、保全活動管理指標の監視	第60条の6	保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視
MC-11,12	保全計画の策定、実施	第60条の7～ 第60条の8	保全計画の策定、保全の実施
MC-13,14	点検・補修等の結果の確認・評価、点検・補修等の不適合管理及び是正処置	第60条の9～ 第60条の10	保全の結果の確認・評価、不適合管理、是正処置及び未然防止処置
MC-15	保全の有効性評価	第60条の11	保全の有効性評価
MC-16	保守管理の有効性評価	第60条の12	施設管理の有効性評価

(*3 : JEAC4209-2016の「保守管理」は、「施設管理」に読み替える。)

2. 保安規定変更の主な内容

(2) 新規制基準対応工事が完了した建物・設備に係る事項の変更

1) 新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持に関する事項の変更

- ・建物及び設備に対し、**廃棄物管理棟以外の建物及び設備についても対象となるよう、新規制基準対応工事を行い使用する場合は、設計工事認可に従って工事が完了し、新規制基準対応工事の建物・設備が使用前検査に合格するまで又は使用前確認が終了するまでの間、その機能を維持する旨、記載を変更する。**

(第67条の2「新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持」)

2) 撤去設備（第1次設工認）の反映

- ・**第1次の設計工事認可で使用前検査を実施した撤去設備**（成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設及びその他加工施設）**について、**保安規定の図・表（第3図、別表第1-3、別表第2）に**反映する。**

3) 撤去及び新設設備（第4次設工認）の反映

- ・**第4次の設計工事認可で継続使用をする設備**（廃液処理設備（2）の撤去、廃液処理設備（5）、廃液処理設備（6）の新設）**について、**保安規定の第76条及び図・表（第2図（2）、別表第1-3）に**反映する。**

(3) 記載の適正化

1) 手順の明確化

- ・ 設定されている管理区域も含め、**一時的な管理区域の設定及び解除の手順を適正化**（第42条「管理区域」）

2) 語句の適正化

- ・ **法 → 法令**（第42条「管理区域」、第43条「管理区域の区域区分」）
- ・ 保安検査のコメントを受け、**計画停電時の措置の記載を適正化**（第67条「計画停電時等の措置」）
- ・ その他語句の適正化

3) 章番号、節番号、条番号、項番号の適正化

- ・ 保安規定の変更に伴い、**章番号、節番号、条番号、項番号を適正化**

2. 保安規定変更の主な内容

(4) 章構成の変更

凡例：赤色下線文字：変更箇所

(添付資料①「章立て構成の新旧比較表」参照)

変更前

第1章 総則

第2章 保安管理体制

第3章 教育・訓練

第4章 加工施設の操作

第5章 放射線管理

第6章 保守管理

第7章 核燃料物質の管理

第8章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない
廃棄物の管理

第9章 非常時の措置

第10章 火災防護活動

第11章 自然災害等発生時の保全活動

第12章 重大事故に至るおそれがある事故・大規模
損壊発生時の保全活動

第13章 六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減
させるための措置

第14章 定期評価

第15章 記録及び報告

変更後

第1章 総則

第2章 保安品質マネジメントシステム

第3章 保安管理体制

第4章 教育・訓練

第5章 加工施設の操作

第6章 放射線管理

第7章 施設管理

第8章 核燃料物質の管理

第9章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない
廃棄物の管理

第10章 非常時の措置

第11章 火災防護活動

第12章 自然災害等発生時の保全活動

第13章 重大事故に至るおそれがある事故・大規模
損壊発生時の保全活動

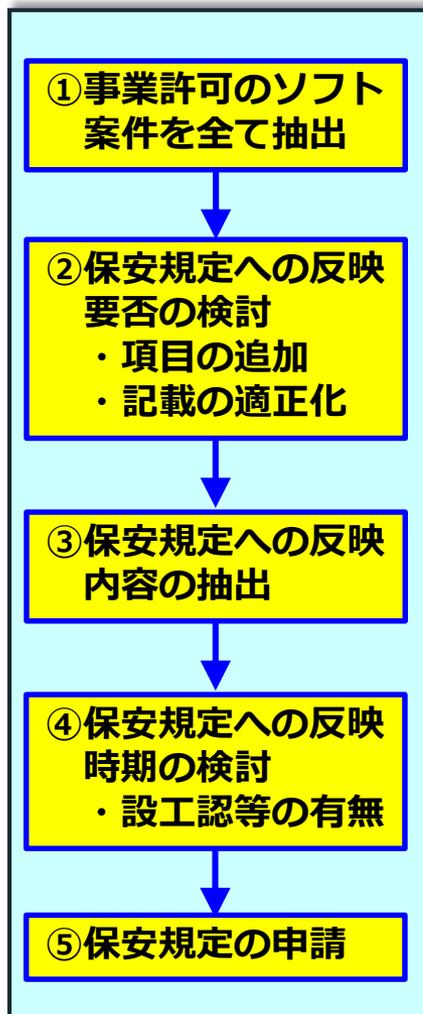
第14章 六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減
させるための措置

第15章 定期評価

第16章 記録及び報告



3.加工事業変更許可の段階的反映



加工事業の変更
内容の反映手順

<前回*4 保安規定への加工事業の変更内容の主な反映事項>

項目	反映事項
定義	・ 「線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する」
火災等による損傷防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災防護計画の策定 ・ 火災発生時の設備機器の停止 ・ 水素ガスを供給する前の窒素ガスによる内部残留空気の掃気 ・ 消火栓・可搬式ポンプを用いた水消火 ・ 火災区域の設定（廃棄物管理棟） ・ アクセスルートの確保（廃棄物管理棟）
地震、外部からの衝撃による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震：廃棄物ドラム缶の固縛措置 ・ 火山：降下火砕物の除去作業等の措置 ・ 火山灰と積雪の重畳：余裕をもった堆積物の除去 ・ 外部火災：液化アンモニア及びA重油の輸送車両の容量制限及び構内輸送経路の遵守
誤操作の防止	・ 手動操作の対応の現場への明示
安全避難通路等	・ ポータブル発電機、懐中電灯、投光器の設置
放射線管理施設	・ 線量当量等の測定結果の表示
監視設備	・ モニタリングポストによる空間放射線量率の測定
重大事故等の拡大の防止等	・ 体制の整備、要員の確保、教育・訓練の実施、標準書の整備

(*4：原規規発第1903281号 平成31年3月28日認可)

3.加工事業変更許可の段階的反映

<次回 保安規定への加工事業の変更内容（予定）の主な事項*5>

（今次変更申請においては、事業許可の反映事項はなし。）

項目	反映事項	次回申請する理由	申請予定時期
火災等による 損傷防止	・可燃物の持込管理及び保管管理	・建物の設工認工事完了後に規定する。	2021年6月頃
	・消火活動に必要な消防服、防護マスク、投光機等の資機材の分散配置	・分散配置する建物の設工認工事完了後に規定する。	2021年6月頃
外部からの衝 撃による損傷 の防止	・竜巻対策（核燃料物質を手作業で取り扱う作業の停止、構内搬送作業の停止、UF ₆ を正圧で取り扱う工程の停止等、鋼製材や車両の移動、敷地に隣接する事業者における車両の移動）	・竜巻に対する建屋の屋根や外壁等の補強の設工認工事完了後に規定する。	2021年6月頃
	・外部火災対策（水素ガス、LPガス、灯油の輸送車両の容量制限及び構内輸送経路の遵守）	・高圧ガス貯蔵所の障壁の設置、LPガス、灯油の供給設備の移動後に規定する。	2021年6月頃
溢水による損 傷の防止	・溢水防護区画の設定 ・漏水検知警報による工業用水等の停止 ・地震による工業用水等の停止	・堰及び漏水検知警報の設工認工事完了後に規定する。	2021年6月頃
非常用電源設 備	・7日間継続運転が可能な燃料を確保	・非常用電源設備の設工認工事完了後に規定する。	2021年6月頃
重大事故等の 拡大の防止等	・予備の緊急時対策室（代替防災ルーム） ・資機材の分散配置	・予備の活動拠点及び資機材を分散配置する建物の設工認工事完了後に規定する。	2021年6月頃

(*5：変更認可申請書 参考資料 1 「加工事業変更許可を踏まえた保安規定の変更について」参照)

4. 保安規定の変更に係る指摘等事項に対する対応まとめ

I. 10/6 審査会合を受けての指摘等事項に対する対応

II. 他社面談における指摘等事項に対する反映対応

III. 11/5 他、面談等における指摘等事項に対する対応

IV. 12/3 面談における指摘等事項に対する対応

No	指摘等事項	MNF対応		対応結果概要
		保安規定 補正	資料に 反映/作成	
1	一般産業工業品の調達管理を含めて品質管理基準規則とその解釈で明確となった事項（21項目）について具体的対応内容を説明のこと。	—	○	追加21項目に対して、保安規定及び保安品質保証計画書へ反映されていることを対比表(添付資料③*6)を作成し確認した。
2	保安に関する職務、施設管理を含めて今回の保安規定の変更内容が、許可の申請書に記載した保安に関する内容と整合していることを説明のこと。	—	○	事業許可（本文及び添付資料）に記載されている保安の内容と保安規定の変更内容が整合性が取れていることを対比表(添付資料④*6)を作成し確認した。
3	管理区域外に設置する安全機能を有する施設をもう一度洗いだして、今回対象外とした無停電電源装置、排風機ファンを含めて、特に管理が必要な施設に該当する設備を再選定した上で、保全区域として設定すべき区域を整理して説明のこと。	○	○	管理区域内に設置される“安全機能を有する施設（設備）”について、当該施設の機能を発揮するための補機も含めて洗い出し、設定すべき「保全区域」を検討し、新たな保全区域を抽出した。（添付資料⑦*6）
4	設工認の記載事項が漏れなく抽出され、管理されていることを説明のこと。	—	○	参考資料2として、「加工施設に関する設計及び工事の方法又は設計及び工事の計画の認可事項の保安規定への段階的反映について」を追加した。

（*6：添付資料は28ページの【提出添付資料リスト参照】）

4-Ⅱ.他社面談における指摘等事項に対する反映対応

№	指摘等事項	MNF対応		対応結果概要
		保安規定 補正	資料に 反映/作成	
1	資料に「保全区域」の要求事項（機能が喪失したら管理区域内の安全機能に影響を与えるもの）を明確に記載すること。	—	○	新たに添付資料⑦*6を作成し記載した。
2	保全区域で実施する管理について、加工規則第7条の2の9に「標識を設ける等の方法によって明らかに他の場所と区別し、かつ、管理の必要性に応じて人の立入制限、鍵の管理、物品の持出制限等の措置を講ずること。」と定めているので、必要に応じて、保安規定に反映すること。	○	○	保安規定第47条の2に、鍵の管理について追記した。
3	章立ての構成の新旧比較表の最終版を補正の際に提出すること。	—	○	新たに添付資料①*6として、補正内容を反映した章立ての新旧比較表を作成した。
4	保全プログラムを保安規定に追記のこと。	—	—	保全プログラムについては、保安規定第60条の3に記載していることを確認した。
5	巡視の項を削除されているが、操作のために実施する巡視もあるので、見る視点を明確にして、役割を検討のこと。	—	—	削除していないため対応不要とした。
6	経年劣化の説明資料において、「加工規則」第7条の8の2はなくなっているので、記載を適正化すること。	—	○	経年劣化の説明資料は未作成だったため、新たに添付資料⑫*6を作成した。

（*6：添付資料は28ページの【提出添付資料リスト参照】）

4-Ⅱ.他社面談における指摘等事項に対する反映対応(続き①) 三菱原子燃料

№	指摘等事項	MNF対応		対応結果概要
		保安規定 補正	資料に 反映/作成	
7	経年劣化の説明資料において、仕組みが変更になったと記載されているが、条文の場所が変わっただけで、仕組み自体は変更となっていないので、適正化すること。	—	○	経年劣化の説明資料は未作成であったため、添付資料⑫*6を作成した。
8	事業者検査は、1年以上の判断となるので、年2回実施する検査は運転管理で確認すべき事項と考える。今後整理のこと。(別表13-2は不要。)	—	—	施設管理の中で実施すべき定期事業者検査について、社内文書に適切に反映する。
9	「長期施設管理方針」は10年に1回の一番大きなループであり、保全計画の中に入れるのは違和感がある。他社の事例を参考にして検討のこと。	○	○	当該の記載は保安規定第60条の7第1項(4)号(保全計画の策定)に示していたため、新たに第67条の3を起こし移行した。
10	「加工施設の保全のために有効な追加措置が抽出された場合は、施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の長期施設管理方針を策定する。」とあるが、「抽出された場合は」では添付3と齟齬がある。また、「策定する」と限定されているが、見直し等もあるので、表現を検討のこと。	○	○	保安規定第条67条の3に、見直しを行う旨追記した。 また、添付3を追加し長期施設管理方針を明記した。
11	追加21項目の「データ分析においては是正処置を行う端緒となるものを含む。」とあり、保安規定の中で記載を明確化すること。	○	○	保安規定第14条第2項(3)号に、“是正処置を行う端緒”について追記した。(品管規則の解釈)
12	初期消火については、設計基準事故の項にまとめて記載したので、記載箇所を見直すこと。	—	—	設計基準事故の項、第10章(非常時の措置)、第11章(火災防護活動)に記載されているため、特に対応なしとした。

(*6: 添付資料は28ページの【提出添付資料リスト参照】)

4-Ⅱ.他社面談における指摘等事項に対する反映対応(続き②) 三菱原子燃料

№	指摘等事項	MNF対応		対応結果概要
		保安規定 補正	資料に 反映/作成	
13	設工認で、核的制限値等段階的に反映する場合は、どう いう計画であるかを説明すること。	—	○	参考資料2として、「加工施設に関する設 計及び工事の方法又は 設計及び工事の計 画の認可事項の保安規定への段階的反映 について」を追加した。
14	加工は、定期評価を削除しているが、他事業所では、安 全性向上評価を実施するまでは保安規定に記載している ので、他事業所の事例を参考にして、再検討のこと。	○	○	削除予定であった定期評価の条文（第 121~123条）を復活させた。（なお、第 123条第2項については第67条の3と内容 が重複するため削除とした。）
15	施設管理については、方針、目標、管理指標を説明のこ と。	—	○	施設管理に関する説明資料はなかったた め、添付資料⑪*6を新たに作成した。
16	検査の独立性について、検査責任者と実施責任者の独立 性について確認すること。	—	—	第3節 事業者検査の実施 にて、独立性に ついて担保されていることを確認した。

(*6 : 添付資料は28ページの【提出添付資料リスト参照】)

4-Ⅲ. 11/5 他、面談等における指摘等事項に対する対応

№	指摘等事項	MNF対応		対応結果概要
		保安規定 補正	資料に 反映/作成	
1	C A Pシステムの導入状況について説明のこと。	—	○	新たに添付資料⑧*6を作成した。
2	保安措置等に係る運用ガイドの保安規定への反映状況について説明のこと。	—	○	新たに添付資料⑤*6を作成した。
3	施設管理について、J E A C 4 2 0 9を踏まえて、保安規定の条文に沿って説明のこと。	—	○	新たに添付資料⑪*6を作成した。
4	施設の操作について、保安規定の条文に沿って説明のこと。	—	○	新たに添付資料⑩*6を作成した。
5	放射性廃棄物管理及び放射線管理について、保安規定の条文に沿って説明のこと。	—	○	新たに添付資料⑨*6を作成した。
6	保全活動管理指標の設定について説明のこと。	—	○	新たに添付資料⑪*6を作成した。
7	経年劣化技術評価と長期施設管理方針の具体的な内容について説明のこと。	—	○	新たに添付資料⑫*6を作成した。

(* 6 : 添付資料は28ページの【提出添付資料リスト参照】)

4-Ⅲ. 11/5 他、面談等における指摘等事項に対する対応(続き①)

№	指摘等事項	MNF対応		対応結果概要
		保安規定 補正	資料に 反映/作成	
8	使用前事業者検査等の独立性の確保について、第12条の5（機器等の検査等）担当課長が実施することとなっているが、第64条（使用前事業者検査の実施）、第65条（定期事業者検査の実施）の独立性を担保するのは、安全・品質保証部長及び管理総括者としているので、整合を図ること。	○	○	保安規定第12条の5（機器等の検査等）第5項の主語を「安全・品質保証部長及び管理総括者」とし、整合を図った。
9	資料のP25（巡視）第30条に対応する事業許可（本文）及び事業許可（添付書類）が個別業務の管理であったり、固体廃棄物の廃棄に関する管理を記載しているが、例えば許可の本文の13ページには、「放射能濃度を測定・監視する設計とするとともに、定期的に運転員が巡視点検することでその漏えいを早期に検知する設計とする。」等が記載されているので、記載内容を適正化すること。	—	○	（巡視）第30条に対応する事業許可（本文）及び事業許可（添付書類）の記載内容について修正し、適正化した。（添付資料④*6）
10	「事業者検査は、1年以上の判断となるので、年2回実施する検査は運転管理で確認すべき事項と考える。今後整理のこと。」の対応について、対応不要ではなく、必要な資料に反映することになるのではないか。	—	○	施設管理の中で実施すべき定期事業者検査について、社内文書に適切に反映する。
11	使用前検査の状況によると2024年度まで延びることも考えられないことはないので、他社の記載に合わせ、定期評価の記載は残すこと。	○	○	削除予定であった定期評価の条文（第121~123条）を復活させた。（なお、第123条第2項については第67条の3と内容が重複するため削除とした。）
12	運用ガイドには、巡視としては、偶発故障等の発生や事後保全も含めているので、資料を適正化すること。	○	○	巡視として、偶発故障等の発生や事後保全も含めている旨、資料を適正化した。（添付資料⑤*6）

（*6：添付資料は28ページの【提出添付資料リスト参照】）

4-Ⅲ. 11/5 他、面談等における指摘等事項に対する対応(続き②)

№	指摘等事項	MNF対応		対応結果概要
		保安規定 補正	資料に 反映/作成	
13	巡視の計画を踏まえて実施する一連の中でつながりがあるよう、実施だけではなく計画等にも措置ガイドに記載している内容を追記すること。	○	○	保安規定第60条の7（保全計画の策定）第2項（3）号2）ロ）及び第60条の8（保全の実施）に、偶発故障に関して追記した。
14	第60条、第61条の施設管理の計画、実施、評価、改善を実施するとあるが、第62条の12とダブった記載となっている。また、第60条、第61条では、設計管理も含めて記載しているのであれば、別表第1の施設管理の対象標準であるのであれば、設計開発の標準書も追加が必要では。まずは、別表第1については、本文側をみて間違いなか確認のこと。	○	○	第1節 施設管理に係る計画、実施、評価及び改善 第60条（施設管理に係る計画及び改善）第1項、2項及び第61条（施設管理に係る評価及び改善）第1項、2項を削除した。（以降、条番号ずれ）
15	第60条、第61条の施設管理の計画、実施、評価、改善を実施するとあるが、第62条の12とダブった記載となっていると考える。同じことを言っているのであれば、不要と考える。必要であるなら必要性を再度説明のこと。	○	○	
16	表1 加工施設の操作 に該当する保安規定の条文番号の表の（8）その他の記載事項は、（5）加工設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項に記載した方がよい。	—	○	表1 加工施設の操作 に該当する保安規定の条文番号の表の（8）その他の記載事項は、（5）加工設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項に記載した。（添付資料⑩*6）
17	設計想定事象は、加工規則の定義に沿って確認し、保安規定審査基準についての対応箇所を明確にするとともに、事象の進展に合わせて整理して説明のこと。	—	○	新たに添付資料⑬*6を作成した。

（*6：添付資料は28ページの【提出添付資料リスト参照】）

4-Ⅲ. 11/5 他、面談等における指摘等事項に対する対応(続き③)

No	指摘等事項	MNF対応		対応結果概要
		保安規定 補正	資料に 反映/作成	
18	現行保安規定第33条の保安上特に管理を必要とする設備について、今後の見直しが必要と考えている。安全機能を有する施設、施設管理等も含めて、今後、どうするのか検討願う。	—	—	保安上特に管理を必要とする設備について、安全機能を有する施設、施設管理等も含めて保安規定への記載を検討し、保安規定へ反映する。
19	CAPシステムのフロー図に、保安規定の条文との対応した形を盛り込んで記載願う。	—	○	添付資料⑧*6を修正した。
20	B-0の7Pの「データ分析においては是正処置を行う端緒となるものを含む。」について、不適合管理の中で実施するのであれば、CAPシステムのフロー図に入れること。	—	○	添付資料⑧*6を修正した。
21	GNF-Jの変更案について、保全結果の確認は、使用前事業者検査、使用前事業者検査の保全結果の確認は明記されている。	○	○	第60条の9（保全の結果の確認・評価）第2項の使用前事業者検査を使用前事業者検査等とし、定期事業者検査も含むこととした。
22	申請資料の別紙については、他事業所を参考に具体的に記載願う。	○	○	補正申請書の別紙に補正内容を具体的に記載した。
23	これまで提出した資料は、最終版を一式提出願う。	—	○	リスト*6を作成し、補正内容等を反映して一式提出した。
24	区域管理、使用前事業者検査、定期事業者検査については、職務の記載を見直すこと。	○	○	保安規定第17条（職務）を修正し、保全区域の管理、使用前事業者検査、定期事業者検査の業務所掌について明確にした。
25	設工認に合わせて保安規定に段階的に反映すべき事項の管理表については、今回の申請の補正時に参考資料として添付のこと。	—	○	補正申請書の参考資料2として添付した。

4-Ⅲ. 11/5 他、面談等における指摘等事項に対する対応(続き④)

No	指摘等事項	MNF対応		対応結果概要
		保安規定 補正	資料に 反映/作成	
26	使用前事業者検査、使用前検査の具体的な力量について、具体的な教育の手順等の力量管理について、社内規定で決めるということを規定するか、本文、添付、または品質マネジメントを資料で読む等対応のこと。	○	○	保安規定第63条（使用前事業者検査の実施）第3項（6）号及び第64条（定期事業者検査の実施）第3項（5）号に、第7条の2に基づいて教育訓練を実施する旨を明記した。
27	審査基準第12号の液体廃棄物の固型化、廃棄については実施していないことから記載を見直しすること。	—	○	放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄に関する行為の対象はない旨修正した。（添付資料⑥*6）
28	審査基準に「放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。」とあるので、個人線量計の管理について、保安規定に追記すること。	○	○	保安規定第55条（放射線測定器類の管理）に校正に関しても追記した。 また、別表第9に個人線量計であるガラスバッジを追記した。（添付資料⑨*6）
29	「平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について、保安規定に明記すること。」について、許可に記載されていることを二次文書に記載する等記載の充実を願う。	○	○	別表第7に注釈で「周辺環境におけるウランの濃度を監視するため、加工施設周辺の井戸水、河川水、土壌のウラン濃度の測定を年1回行う」旨記載した。（添付資料⑨*6）
30	異常時の報告には核取の記載されているが、非常時の通報には記載されていない。問題ないか確認、整理して説明のこと。	○	—	保安規定第84条（通報）を修正し、異常時の通報先に核燃料取扱主任者を追加した。
31	品管規則の解釈について、他社の事例を参照して、保安規定への記載を検討すること。	○	○	第5条、5条の4、6条、6条の4、6条の6、6条の8から9、6条の11から12、7条、10条、11条の4、11条の6、12条の5、13条から15条に解釈を追記した。

（*6：添付資料は28ページの【提出添付資料リスト参照】）

4-Ⅲ. 11/5 他、面談等における指摘等事項に対する対応(続き⑤)

No	指摘等事項	MNF対応		対応結果概要
		保安規定 補正	資料に 反映/作成	
32	核燃料物質の外運搬に関する条文を見直すこと。	○	○	保安規定第58条(周辺監視区域の運搬)、59条(周辺監視区域外への運搬)、70条(核燃料物質の受入、払出)、第71条(核燃料物質の運搬)の記載を見直し修正した。
33	第63条 使用前事業者検査について、標準書を定めることが読めないので、第64条 定期事業者検査の記載に合わせること。	○	○	第63条 使用前事業者検査 第1項の記載を第64条 定期事業者検査 第1項の記載に合わせ、管理総括者が標準書を定める旨明記した。

4-IV. 12/3 面談における指摘等事項に対する対応

No	指摘等事項	MNF対応		対応結果概要
		保安規定 補正	資料に 反映/作成	
1	<p>○巡視について</p> <p>新第60条の7（保全計画の策定）において、予防保全（状態基準保全）に係る巡視は読み取れるが、事後保全に係る巡視は読み取れない。（事後保全のきっかけとなる機能喪失の発見は、巡視に伴って発見されるはず。）事後保全に係る巡視を読み取れるよう（事後保全にも巡視に係る記載をするか、点検の前段に巡視に係る記載を抜き出して記載するかなど）、条文を検討すること。</p> <p>原燃濃縮の保安規定では、施設管理実施計画（MNFでいうところの保全計画）の策定の条文において、加工施設の巡視が明記されているが、MNFでは記載していない点も含め、規定内容の考え方について説明すること。</p> <p>新第60条の8（保全の実施）第3項で引用している「第30条による巡視」が、第60条の7（保全計画の策定）から読み取れない。計画から読み取れないことを実施するのは立て付けとしておかしいので、条文を検討すること。</p>	○	○	<p>事後保全に係る巡視が読み取れるよう、第60条の7（保全計画の策定）第2項（3）号3）事後保全に巡視を含める旨追記した。</p> <p>保全計画の策定において、巡視が読み取れるよう、第60条の7（保全計画の策定）第1項（1）号2）として「巡視計画」を追記した。</p>
2	<p>○審査基準第18号（不適合発生時の情報の公開）について</p> <p>添付説明資料⑥。審査基準第18号（不適合発生時の情報の公開）については、新第13条（不適合の管理）の「公開」だけでなく、新第15条の2（是正処置等）の「他のウラン加工事業者との共有」も含まれる。</p>	—	○	<p>添付資料⑥*6の審査基準第18号（不適合発生時の情報の公開）への対応条項として第15条の2を追加した。</p>

（*6：添付資料は28ページの【提出添付資料リスト参照】）

4-IV. 12/3 面談における指摘等事項に対する対応(続き①)

No	指摘等事項	MNF対応		対応結果概要
		保安規定 補正	資料に 反映/作成	
3	○長期施設管理方針について 添付資料⑫別添12（経年劣化評価と長期施設管理方針について）の図3評価結果と図4 現状保全と追加保全策一覧については、抜粋版でなく全体版を面談資料として提出し、説明すること。	—	○	添付資料⑫*6別添12（経年劣化評価と長期施設管理方針について）の図3評価結果と図4 現状保全と追加保全策一覧については、抜粋版でなく全体版を示し説明した。
4	○異常時、非常時の対応について 添付資料⑬。降下火砕物及び積雪（自然災害等）への対応フローについて、応急措置（初期消火、UF6 漏えい時の設備停止及び退避）に相当する措置は行わないのか。	—	○	降下火砕物及び積雪（自然災害等）への応急対応として、必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置を講じることが考えられるため、添付資料⑬*6に追加し修正した。
5	○設工認の保安規定への反映について 申請書の参考資料2。設工認の保安規定への反映の進捗管理については、全ての安全機能を有する設備について、建物・設備別に、①保安規定への反映の要否、反映内容、反映する際の申請回数について、一覧表に取りまとめること。（設工認申請の添付書類 I - 1 の「表 3 - I 設工認申請対象の申請状況」を参照。） 今回の補正申請に間に合わないのであれば、後日、面談資料として提出し、説明すること。	—	○ (作成中)	現在まとめ中につき、別途、面談資料として提出・説明することとする。
6	パワポ資料P16No8 とP19No10 は同様の指摘なので、対応結果も統一すること。	—	○	PPT資料P16No8の対応結果概要欄をP19No10の記載に合わせ修正した。
7	パワポ資料P16No12 の「設計基準事故の項」とは、具体的に保安規定のどこのことか。保安規定の新第10章（非常時の措置）、第11章（火災防護活動）か。	—	○	第10章（非常時の措置）、第11章（火災防護活動）を指しているので、PPT資料P16No12の対応結果概要欄に具体的に記載した。

(*6 : 添付資料は28ページの【提出添付資料リスト参照】)

4-IV. 12/3 面談における指摘等事項に対する対応(続き②)

No	指摘等事項	MNF対応		対応結果概要
		保安規定 補正	資料に 反映/作成	
8	パワポ資料P19No12。偶発事象等の発生について、新第60条の7、第60条の8に反映しているので、保安規定補正は「○」になるのではないか。	—	○	誤記につきPPT資料を修正した。 保安規定補正「—」⇒「○」
9	パワポ資料P20No14。保安規定新第7章（施設管理）には、第2節で設計管理について引用しており、設計管理に係る標準書（「設計・開発管理標準」）も紐付いている。別表第1にも反映するべきではないか。	○	○	設計管理に係る標準書（「設計・開発管理標準」）も紐付いているので、別表第1を修正して反映した。
10	パワポ資料P21No18。「保安上特に管理を必要とする設備」について、今回の保安規定変更申請には反映せず、次回以降に反映するという事でよいか。その場合、どのような検討を行ったのか説明すること。	—	—	次回以降の変更申請時に反映する。 【検討内容】 「保安上特に管理を要する設備」は、加工規則の第8条（保安規定）から削除されたが、加工規則の第7条（記録）に記載されているため、条項はそのまま残し、第34条（保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保）の条文について、「操作上の留意事項に従う」旨を追記した。 また、別表第1-3の「保安上特に管理を要する設備」については、施設管理に係る記載はなく、今後、設工認に合わせ、設備・機器名称や機器数等を変更する。
11	添付資料⑧。図1の左上に「保安規定第15条の2（未然防止処置）」とあるが、未然防止処置を規定しているのは、保安規定第15条の3。資料を訂正すること。	—	○	添付資料⑧*6のフロー図当該箇所を修正した。

（*6：添付資料は28ページの【提出添付資料リスト参照】）

4-IV. 12/3 面談における指摘等事項に対する対応(続き③)

No	指摘等事項	MNF対応		対応結果概要
		保安規定 補正	資料に 反映/作成	
12	パワポ資料P21No22。保安規定補正が「-」になっているが、別紙の補正のみで、保安規定本文は補正していないので、「○」ではないという整理か。	—	○	保安規定補正の位置づけであるので修正する。 保安規定補正「-」⇒「○」
13	○非常時の措置について 非常時の措置（火災、自然災害、重大事故等、UF6漏えい）における通報連絡先（管理総括者、核燃料取扱者、担当課長等）の記載を確認し、流れが読み取れるよう、必要に応じて整合を図ること。	○	○	第94条（火災防護活動のための体制の整備）第3項及び第97条（自然災害等発生時の保全活動に係る体制の整備）第3項の通報連絡先に関する記載を、第10章 非常時の措置の第84条（通報）の記載と合わせた。 また、第100条（重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行う体制の整備）には通報連絡に関する記述がなかったため、新たに第3項として第94、97条に合わせて通報連絡先についてを記載した。
14	○検査の独立性に関して 品管規則解釈の第48条（機器等の検査等）に検査の独立性について、「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。」と記載されており、加工事業者は、事業許可において、重大事故の発生はないが、重大事故に至るおそれがある事故の措置は実施しているので、「重大事故に至るおそれのある事故」の解釈について、許可の時の議論を踏まえて、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動の本文に規定することを検討のこと。	○	○	第13章第2節第100条のタイトルに“*”を付し、第1項の最後に以下を追記した。 * 重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、敢えて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。

資料番号	資料名称
添付資料①	「章立て構成の新旧比較表」
添付資料②	「品質管理基準規則及び解釈の事業許可・保安規定への反映一覧」
添付資料③	「品管規則追加 21 項目の保安規定及び品証計画書への反映について」
添付資料④	「事業許可と保安規定の記載整理表」
添付資料⑤	「保安措置等に係る運用ガイドの保安規定への反映状況」
添付資料⑥	「保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表」
添付資料⑦	「保全区域の検討について」
添付資料⑧	「CAP システムの導入状況について」
添付資料⑨	「放射性廃棄物管理及び放射線管理について」
添付資料⑩	「加工施設の操作について」
添付資料⑪	「施設管理について」
添付資料⑫	「経年劣化評価と長期施設管理方針について」
添付資料⑬	「異常時、非常時の段階的対応に係る保安規定の主な条文構成について」
添付資料⑭	「設工認の保安規定への反映について」(申請書参考資料 2 の補足)

以上



三菱原子燃料

MOVE THE WORLD FORWARD

**MITSUBISHI
HEAVY
INDUSTRIES
GROUP**